

熊本地震愛媛県支援本部設置要綱

(目的)

第1条 平成28年熊本地震による熊本県及び大分県等の被災地を支援するため、熊本地震愛媛県支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 支援本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 被災状況の調査に関すること。
- (2) 被災地のニーズの把握に関すること。
- (3) 被災地に対する支援策の調整及び実施に関すること。
- (4) その他被災地の支援に関すること。

(組織)

第3条 支援本部は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(本部長)

第4条 支援本部に本部長を置き、防災安全統括部長の職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、支援本部の事務を統轄し、支援本部を代表する。
- 3 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 支援本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 支援本部の庶務は、県民環境部防災局防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

別表（第3条関係）

- | | |
|----|----------|
| 1 | 防災安全統括部長 |
| 2 | 総務部長 |
| 3 | 企画振興部長 |
| 4 | 県民環境部長 |
| 5 | 保健福祉部長 |
| 6 | 経済労働部長 |
| 7 | 農林水産部長 |
| 8 | 土木部長 |
| 9 | 出納局長 |
| 10 | 公営企業管理局長 |
| 11 | 副教育長 |
| 12 | 警察本部長 |